

環境税額の価格転嫁について

1. 環境税額の価格転嫁について

平成 15 年 8 月に取りまとめられた温暖化対策税制専門委員会「温暖化対策税制の具体的な制度の案」では、以下のとおり、環境税（温暖化対策税）は、二酸化炭素を排出する者、又は化石燃料の消費者が負担することが適切との立場に立っている。

この税は「CO₂」又は「化石燃料」を対象として、CO₂についてであれば、その排出者に対してその排出量に応じて、あるいは、化石燃料についてであれば、その消費者（化石燃料を燃焼させる者）等に対して、その消費量等に応じて課税することが適切である（より正確には、課税標準となる各化石燃料の量ごとにその平均的な炭素量に応じて課税することとなる。）。

この際、仮に環境税を化石燃料の輸入段階や蔵出し段階（いわゆる「上流課税」）で課税することとした場合には、化石燃料の最終消費者が負担せずに、流通段階で吸収されることにより、環境税の効果が減少するだけでなく、流通段階等での無用な経済的な負担となるのではないかと指摘がある。

このため、上記専門委員会報告では以下のように記述されている。

温暖化対策税では、最上流課税の場合は輸入者又は採取者が、上流課税の場合では製造者が、税を納付することとなるものと通常考えられるが、この税の負担が化石燃料の最終消費者に円滑に転嫁されるよう図るため、納税義務者（本来納税すべき者）などをどのように設定するかについても、今後更に検討することが適切である。

また、中央環境審議会施策総合企画小委員会の取りまとめ（平成 16 年 8 月）においては、上流課税の場合について、以下のように記述されている。

上流課税については、化石燃料の上流段階から下流段階への価格転嫁は行いにくく、化石燃料の消費者が税の負担を実感しにくいことから、そもそも税の価格インセンティブ効果が期待できないのではないかと指摘がある。この点に関しては、上流課税でも、化石燃料の小売業者が領収証に税額を表示することとすれば、化石燃料の消費者が税の負担を実感する仕組みとなるという指摘もある。

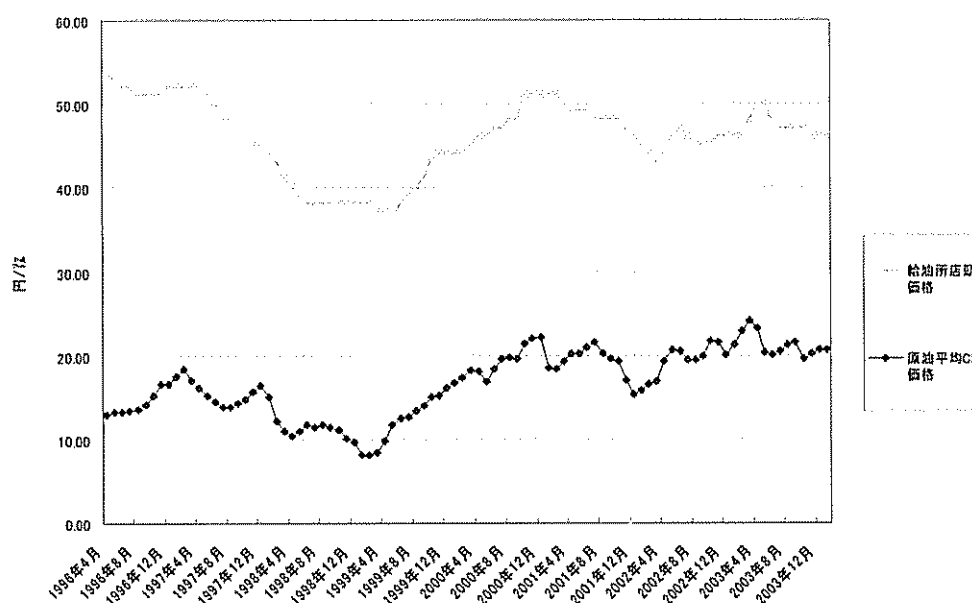
以下では、原油の輸入価格の変動がガソリン等の国内流通価格の変動との関係等のデータを踏まえ、環境税を仮に上流で課した場合に、化石燃料の最終消費者に適切に転嫁・帰着するのか等について分析する。

2. エネルギー製品の価格転嫁

(1) エネルギー価格の変動のデータ

環境税を、仮に化石燃料の輸入段階、または蔵出し段階で課税した場合に、化石燃料の最終消費者に対して適切に転嫁がなされるかどうかについて、1996年の特定石油製品輸入暫定措置¹法廃止後の原油の輸入価格の変動と、国内流通価格の変動との関係は以下の通りである。

1) ガソリン



ガソリンの段階別価格間の相関係数

	給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.582
前月の原油平均 CIF 価格	0.627
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.648

・ ガソリンの給油所店頭価格と原油価格との間には一定の相関が見られる。一ヶ月ないし二ヶ月のタイムラグを置いた場合、相関係数は高くなっている。

出所) 原油平均 CIF 価格:財務省「貿易統計」

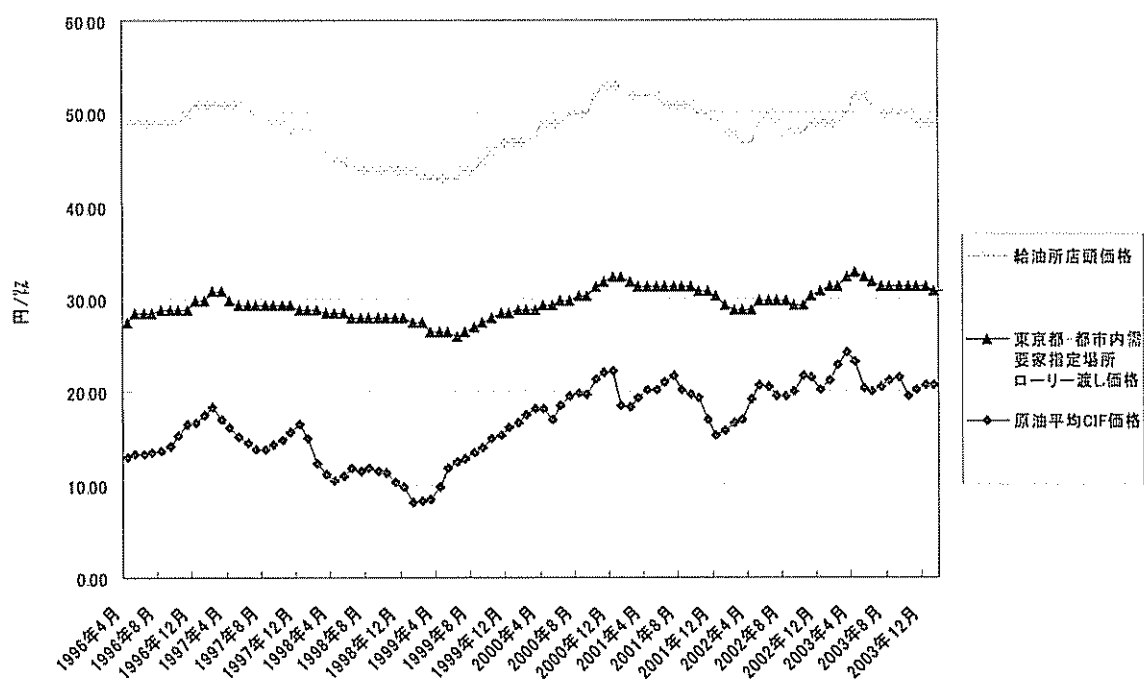
給油所店頭価格:(財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注) CIF価格とは、輸入価格として通常使われるもので、運賃保険料込みの価格(Cost Insurance and Freight)のことである。Cost(本船積み込み渡し価格)、Insurance(航海中の危険に対する貨物の保険料)、Freight(積み地から揚げ地までの輸送運賃)の3つから構成される。

- ・ 給油所店頭価格、大手元売り仕切価格からはガソリン税分(538円/ℓ)を除いている。
- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ ガソリンはレギュラーガソリンの全国平均価格

¹ 同法廃止の結果、一定の備蓄及び品質管理義務を満たせば、商社などが自由に石油製品の輸入ができるようになり、従来の精製・元売会社に加え、総合商社等が新たに石油製品の輸入を開始した。さらに、大手流通業者等異業種、外資系企業もSSに参入した。

2) 軽油



軽油の段階別価格間の相関係数

	当月の東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格	当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.852	0.764
前月の原油平均 CIF 価格	0.904	0.809
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.924	0.812

- ・軽油の給油所店頭価格、東京都・都市内指定場所ローリー渡し価格ともに、原油価格との間に高い相関が見られる。
- ・ただし、大口需要家に対する販売価格（東京都・都市内指定場所ローリー渡し価格）については、原油価格との相関は高いものの、変動量は原油価格の変動に比べ、なだらかなものにとどまっている。

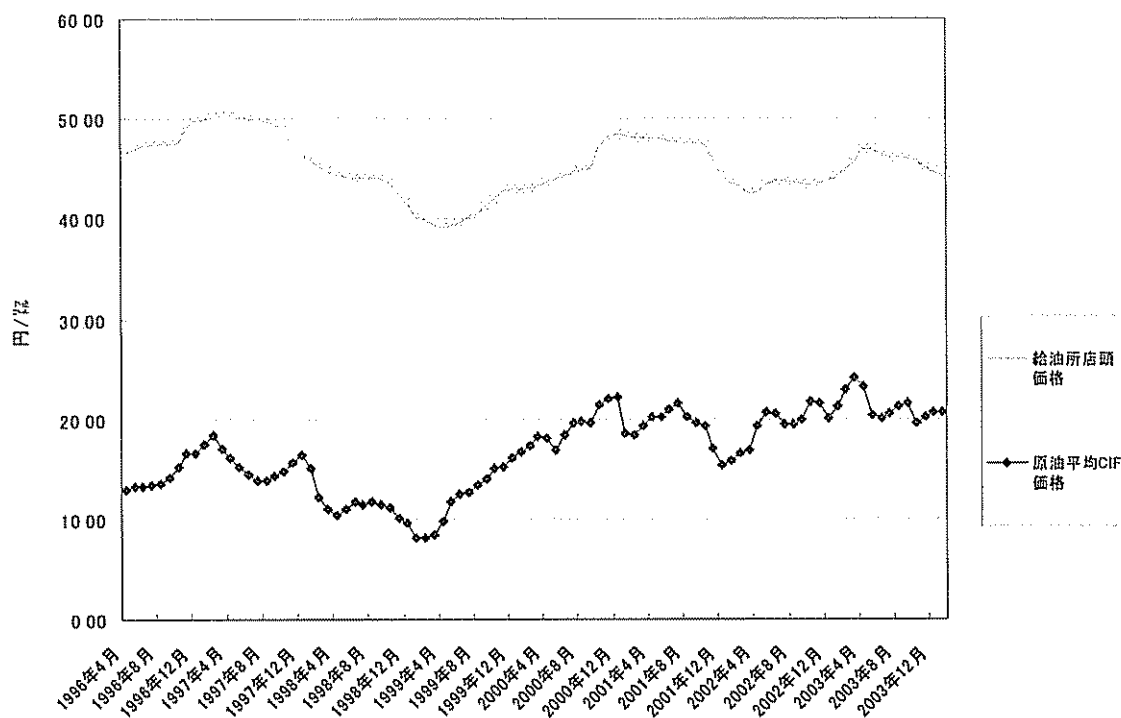
出所) 原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格: 経済調査会「物価版」

給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注) 価格は消費税抜きの価格

3) 灯油



灯油の段階別価格間の相関係数

	当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.345
前月の原油平均 CIF 価格	0.395
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.423

- 灯油の給油所店頭価格と原油価格の間の相関係数は低い値となっている。

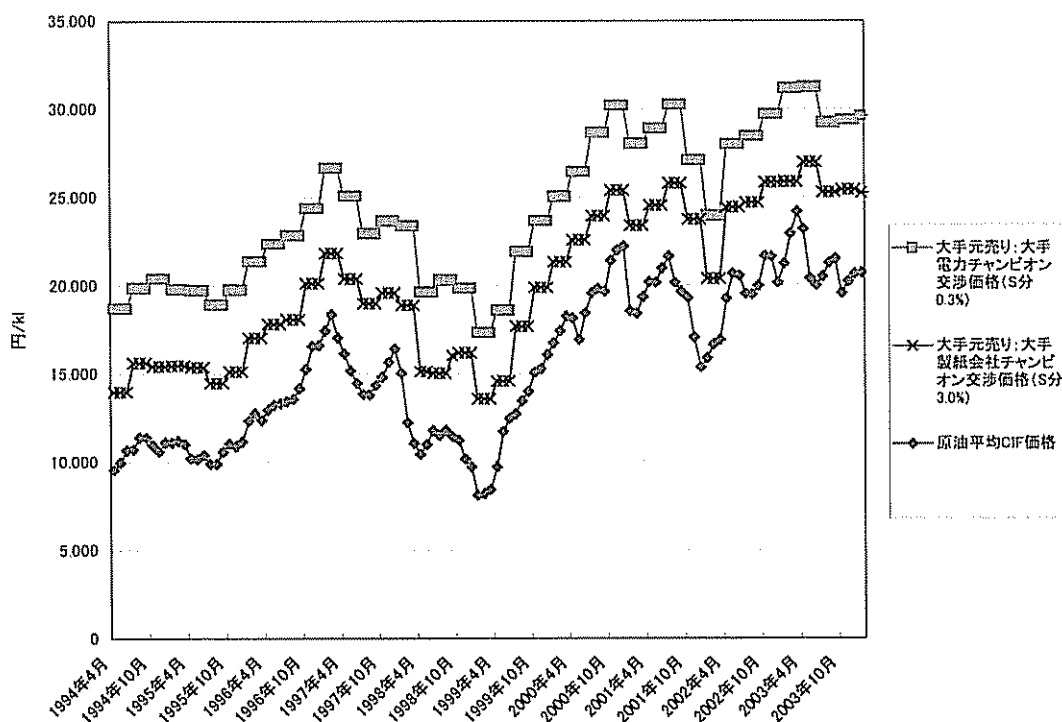
出所) 原油平均 CIF 価格:財務省「貿易統計」

給油所店頭価格:(財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注) 価格は消費税抜きの価格

- 給油所店頭価格は18%当たりの価格を1%当たりに換算している

4) C 重油



C 重油の段階別価格間の相関係数

	当月の大手元売り: 大手電力チャンピオン価格	当月の大手元売り: 大手製紙会社チャンピオン価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.974	0.972
前月の原油平均 CIF 価格	0.978	0.978
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.969	0.969

- ・ C 重油の大手元売り価格と原油価格の間の相関係数は 0.9 以上であり、高い相関が見られる。

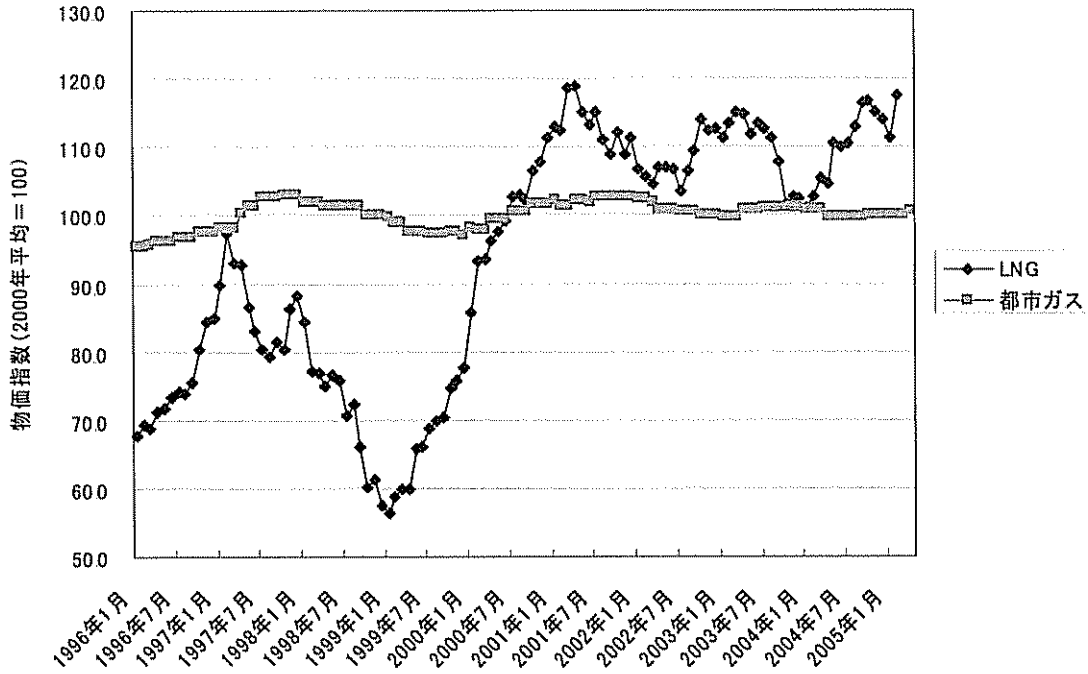
出所) 原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

大手元売り・大手電力、大手元売り・大手製紙会社のチャンピオン価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 2004 年版」

注) 価格は消費税抜きの価格

- ・ チャンピオン価格とは、売り手、買い手の業界をそれぞれ代表する 2 社の価格交渉により決定された価格。決定価格は指標価格として、売買双方の業界が取引に準拠することが期待される。
- ・ チャンピオン価格は3ヶ月ごとに改定される(グラフ上では3ヶ月間同じ価格として表示している)

5) ガス



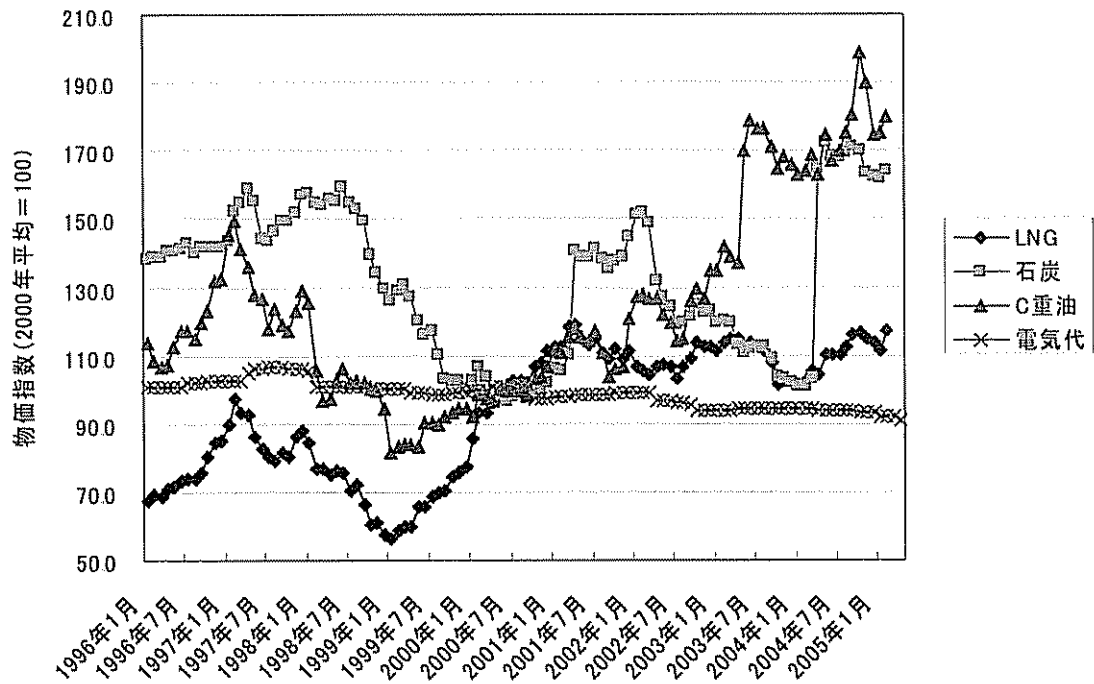
出所) LNG 価格指数：日銀「国内企業物価指数」、都市ガス価格指数：総務省「消費者物価指数年報」

都市ガス価格指数と LNG 価格指数間の相関係数

	都市ガス価格指数
当月の LNG 価格指数	0.479
前月の LNG 価格指数	0.518
2ヶ月前の LNG 価格指数	0.558

- 都市ガスの価格指数と LNG の価格指数の間の相関係数は、0.4~0.5 程度の高くない値となっている。

6) 電力



出所) LNG、石炭、C重油価格指数：日銀「国内企業物価指数」

電気代価格指数：総務省「消費者物価指数年報」

電力価格指数とLNG・石炭・C重油価格指数間の相関係数

当月のLNG	-0.613
前月のLNG	-0.604
2ヶ月前のLNG	-0.600
当月の石炭	0.186
前月の石炭	0.202
2ヶ月前の石炭	0.216
当月のC重油	-0.565
前月のC重油	-0.544
2ヶ月前のC重油	-0.523

- 電力の価格指数と石炭の価格指数の間では相関関係は低く、電力物価指数とLNG・C重油の物価指数の間の相関係数は負の値となっている。

電力、ガスの原燃料費調整制度

事業者の効率化努力を透明化するとともに、経済情勢を迅速に料金に反映させることを目的として、原燃料費の変動に応じて料金に変化する原燃料費調整制度が1996年より導入されている。(ガス料金においては、長期契約で国産天然ガスを購入するなど原料費の変動が見込まれない場合には同制度を導入しないこともある。)

本制度は需要家への影響を考慮し、調整の頻度を3ヶ月に一度とし、料金の小幅かつ頻繁な変動を回避する観点から、一定以内(基準値の±5%以内)の価格変動に対しては調整を行わないこととしている。

また、自動的に調整される幅に上限を設けているので、燃料価格が大幅に上昇しても需要家に対する影響は一定の範囲内に限定されている。

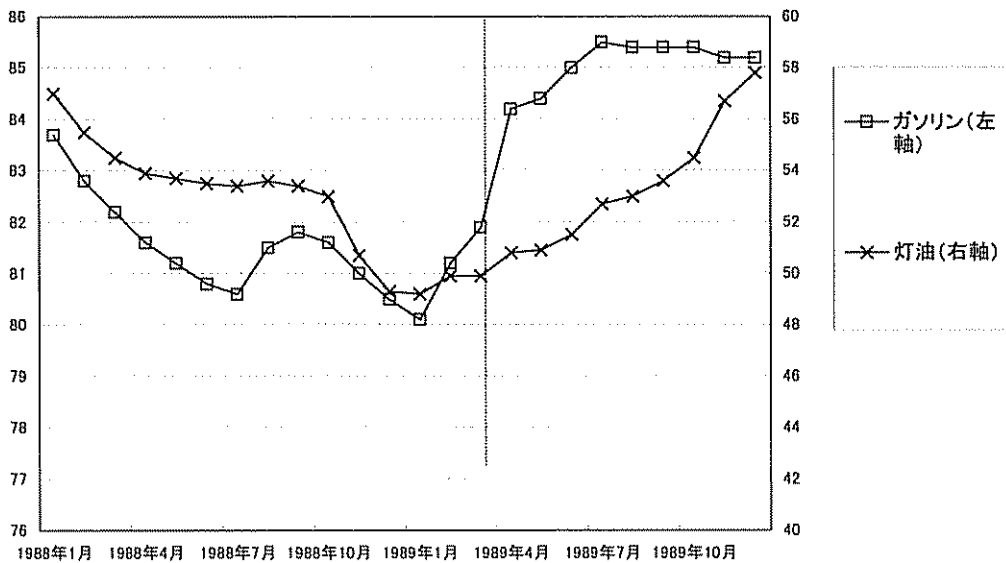
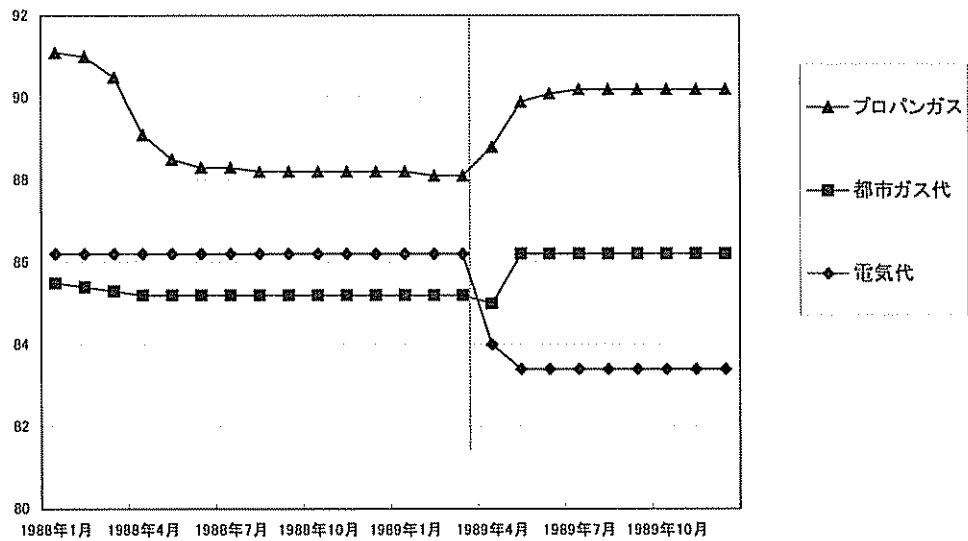
ガス料金においては、より簡易な料金制度とするとともに、事業者の原料調整努力を一層促進するため、原料価格変動額は100円単位で設定されている。

<http://www.chubu.meti.go.jp/sie/ryoukin.htm>

(2) 消費税、軽油引取税の税率引き上げ時等の価格転嫁状況

①消費税込導入時（1989年4月に税率3%で導入）

消費税導入時の各燃料の消費者物価指数（全国・1985年=100）の変化



出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

注) 1989年3月末で電気税(電気料金の5%)、ガス税(ガス料金の2%)が廃止されている

消費税（3%）導入時の各燃料の消費物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	-2.6%	-0.2%	0.8%	1.8%	2.8%
上昇率(5月/3月)	-3.2%	1.2%	2.0%	2.0%	3.1%

また、消費税導入時に385のガソリンスタンドに対して、資源エネルギー庁で行ったアンケートによると、完全に転嫁しているとするスタンドが95%以上で、その他のスタンドもほとんどが2/3以上転嫁できたとしている。

1. 消費税の転嫁状況

(単位・社、%)

	1. 直営給油所分		2. 卸売分	3. インタンクユーザー分		
	現金	掛売		イ. 灯油	ロ. 軽油	ハ. A重油
A. 完全に転嫁している	379 (98.7)	371 (96.6)	277 (97.9)	271 (96.1)	278 (95.5)	284 (95.9)
B. 消費税相当分の2/3以上転嫁	5 (1.3)	12 (3.1)	6 (2.1)	11 (3.9)	12 (4.1)	12 (4.1)
C. 消費税相当分の2/3以下	()	1 (0.3)	()	()	1 (0.3)	()
D. ほとんど転嫁できていない	()	()	()	()	()	()
計	384 (100.0)	384 (100.0)	283 (100.0)	282 (100.0)	291 (99.9)	296 (100.0)
該当なし・無回答	1	1	102	103	94	89
総計	385					

(注) 上段は実数、下段の()内の数字は構成比。以下同様。

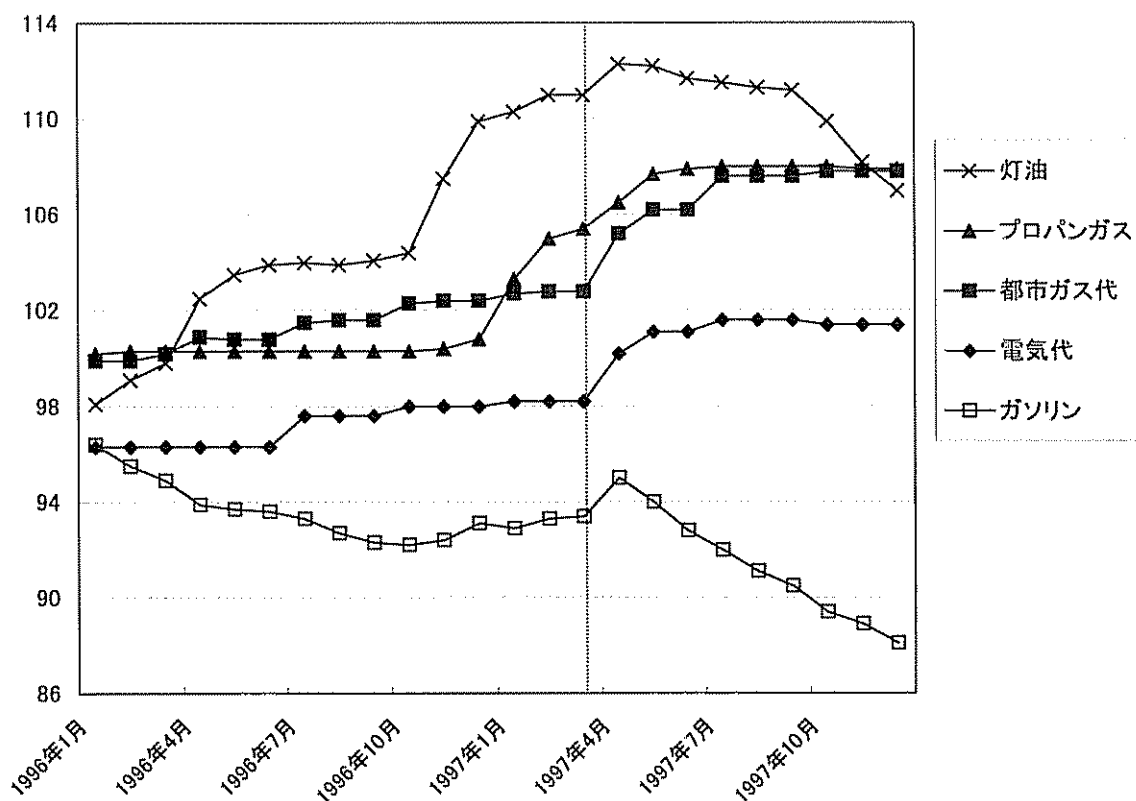
資源エネルギー庁「消費税転嫁円滑化フォローアップ中央会議資料(平成元年6月29日)

出典: 旬刊セキツウ 89.7.1

- ・電気、都市ガスはほぼ完全に転嫁されている。プロパンガスも一部転嫁されている。
- ・ガソリン、灯油について、消費者物価指数は、課税後上がっているものの、消費税の転嫁によるものか断定はできない。ただし、アンケート結果からは転嫁がなされていると考えられる。

②消費税引き上げ時（1997年4月に税率を3%から5%に引き上げ）

消費税引き上げ時の各燃料の消費者物価指数（全国・1985年=100）の変化



出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

消費税（3%→5%）導入時の各燃料の消費物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	2.0%	2.3%	1.0%	1.2%	1.7%
上昇率(5月/3月)	3.0%	3.3%	2.2%	1.1%	0.6%

・課税後一月又は二月で灯油以外は2%程度の値上がりをしている。市場の変化を考慮に入れてもほぼ転嫁されているといえるのではないか。

(2) 原油価格上昇の影響に関する調査結果

経済産業省（平成 17 年 6 月）『原油価格上昇の影響に関する調査結果』によれば、近年の原油価格の上昇の転嫁の状況は以下のとおり。

I. 調査の概要	
資源エネルギー庁では、原油価格高騰の実態をより詳細に把握するため、	
①	大手元売 6 グループから、石油精製業におけるコストアップ分(原油等の価格上昇分)の石油販売業者・最終需要者に対する卸価格への価格転嫁、
②	約 100 の石油販売業者から、石油販売業におけるコストアップ分（石油精製会社等からの仕入価格）の小売価格への価格転嫁、
③	約 360 の石油販売業者から、バス・トラック業者等の大口需要家向け軽油納入価格の 4 月時点の状況について、5 月に調査を行った。
II. 調査結果の概要	
1.	石油精製業においては、原油、輸入製品等の価格上昇分の卸価格への転嫁状況については、ほぼ全油種において、60～100%の範囲であり、コストの全てを転嫁できない事業者が存在する状況である。 原油価格・石油製品価格の調達については、全社が現時点で、大きな悪影響はないと回答しているものの、ほとんどの会社が収益を圧迫していると回答している。
2.	石油販売業（ガソリンスタンド等）においては、コストアップ分の小売価格への転嫁は、コストの全てが転嫁されておらず、産業界向け油種である軽油では 8 割程度と転嫁率が低くなっている。
3.	この結果、原油価格の上昇分は、石油精製業、石油販売業、最終需要家がそれぞれ負担している。

油 種	転嫁状況
①ガソリン	ほとんどの社が、80～100%の範囲で転嫁 <すべての社が、60～100%の範囲で転嫁>
②軽油	すべての社が、60～100%の範囲で転嫁 <ほとんどの社が、60～100%の範囲で転嫁>
③灯油	すべての社が、60～100%の範囲で転嫁 <ほとんどの社が、60～100%の範囲で転嫁>
④A重油	すべての社が、60～100%の範囲で転嫁 <転嫁割合は、20～100%の範囲で各社毎にばらつき>
⑤C重油	半数が80～100%の範囲で転嫁 その他の社は月ごとの転嫁割合は算定困難と回答。 <転嫁割合は、0～100%と各社毎に大きくばらつき>
⑥潤滑油	転嫁割合は0～100%と各社毎に大きくばらつき、月毎の転嫁割合を算定することは困難と回答した社があった。 <転嫁割合は、0～100%と各社毎に大きくばらつき>

< >内は前回（本年 3 月時点）調査の結果

表) 油種別転嫁状況

		コストアップ (円/ℓ)	小売価格への転嫁 (円/ℓ)	転嫁率 (%)	収益の変化 (円/ℓ)
ガソリン	消費者向	+4.74 <+2.13>	+4.65 <+1.07>	98.1% <50.2%>	▼0.09 <▼1.06>
	事業者向	+4.79 <+2.13>	+4.44 <+0.40>	92.7% <18.8%>	▼0.35 <▼1.73>
軽油		+5.25 <+2.24>	+4.25 <+0.83>	81.0% <37.1%>	▼1.00 <▼1.41>
灯油		+4.77 <+3.09>	+4.57 <+1.12>	95.8% <36.2%>	▼0.20 <▼1.97>
全油種		+4.95 <+2.55>	+4.51 <+1.13>	91.1% <44.3%>	▼0.44 <▼1.42>

注) 石油販売業における平均的な粗利は約12円/ℓ(平成15年度SS経営実態調査: 全国石油協会)であり、リッター当たり▼0.44円の粗利の減少は粗利を約4%減少させる。

< >内は前回(本年3月時点)調査の結果

<http://www.meti.go.jp/press/20050621001/gennyukakakuchousa-set.pdf>